

神
奈
川

運 輸 支 局

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。

貸 渡 人	氏名又は名称	
	住 所	
有 効 期 限		

※レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用して下さい。

※本証明書は、関東運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ有効です。

※本証明書は、乗車定員11名以上のバス車両及び霊柩車の登録等では使用できません。

神奈川運輸支局長

【注意事項】

- 1) レンタカー車両の登録等を行う際は本証明書の写しを車両毎の登録等関係書類に添付すること。
- 2) 新たに貸渡事務所を設置したり、貸渡事務所の所在地を変更する場合は、あらかじめ運輸支局長に対し、届け出ること。
- 3) 貸渡人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、遅滞なく運輸支局長へ届け出るとともに、本証明書の記載事項変更申請を行うこと。
- 4) レンタカー事業を廃止した場合など本証明書を使用する必要が無くなったときは、速やかに本証明書原本を輸送担当に返納し、作成済みの写しは処分すること。
- 5) 毎年5月31日までに前年度の「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて必ず提出すること。
- 6) マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）1両以上、車両総重量8t以上の車両5両以上又はその他の車両10両以上のレンタカーを配置する使用の本拠ごとに整備管理者の選任が義務付けられているので、選任した日から15日以内に運輸支局長に対し、届け出ること。
- 7) 車両登録等の受付時間は、土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日（午前）8時45分～11時45分、（午後）13時00分～16時00分であるので、注意すること。
- 8) 本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当で事業用自動車等連絡書の交付を受けること。
- 9) 本証明書の有効期限の更新申請は、証明書に記載された有効期限の1か月前から行うことができる。
- 10) 本証明書は、レンタカー車両の登録等以外のためには、使用してはならない。
- 11) 本証明書の原本及び写しは厳重に管理すること。
- 12) 本証明書の第三者への譲渡・貸与を禁じる。

※確認印欄

神奈川運輸支局輸送担当
(レンタカー担当)
電話番号 045-939-6800(音声ガイダンス1)
FAX 045-932-3228